

京都府立商業高等学校同窓会会則

京都府立京都すばる高等学校同窓会会則

第1条（名 称）

本会は、京都府立商業高等学校・京都すばる高等学校同窓会と称し、事務局を京都府立京都すばる高等学校内におく。略称は「府商・すばる高校同窓会」とする。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の友誼と親睦を深め、母校の発展に寄与し、本会の発展を図ることを目的とする。

第3条（組 織）

本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本校卒業生
- (2) 特別会員 本校の現教職員及び旧教職員

第4条（事 業）

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報及び名簿の発行
- (2) 会員相互の親睦と連携
- (3) 母校の教育活動の賛助
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条（役 員）

本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 庶 務 若干名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 顧 問 若干名
- (7) 監 査 2 名

第6条（役員の仕事）

本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 庶務は会の庶務に当たり、会務を分担する。
- (4) 会計は会の財務に当たり、会務を分担する。
- (5) 理事は理事会にて重要事項の審議に当たる。
- (6) 顧問は役員会・理事会の諮問に応じ重要な会務に参加する。
- (7) 監査は本会の会務執行状況及び会計を監査する。

第7条（役員を選任）

役員を選任は次のように行い、任期は3年とする。ただし、留任は妨げない。

- (1) 会長・副会長・庶務・会計は役員会において、正会員の中から選任され、理事会に承認を得る。尚、庶務の内1名は現職特別会員の中から会長が委嘱する。
- (2) 理事は卒業年次毎に正会員の中から1名選出する。尚、各クラス毎に同窓会幹事を1名以上選出する。
- (3) 顧問は母校現職校長及び役員会において推薦された者をもってこれに当てる。
- (4) 監査は理事会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

第8条（会 議）

本会は、次の会議を開くものとする。

- (1) 総会は原則として毎年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開くことがある。
- (2) 理事会は役員と理事をもって構成し、重要事項の決定に当たる。理事会は理事の1/4をもって成立する。この場合委任状を含める。
- (3) 役員会は会長・副会長・庶務・会計・顧問をもって構成し、本会の事業について審議し会務に当たり、緊急の場合は、理事会に代わる議決機関とする。

第9条（総 会）

総会は次の事項を行い、承認・議決は出席者の過半数とする。

- (1) 会務報告
- (2) 本会の目的達成のための事業
- (3) 会則の改正

第10条（経 費）

本会の経費は会費・寄付金・事業収益金その他をもってあてる。正会員は別に定める会費を納入するものとする。

第11条（会員の移動）

正会員は本会与連絡をたもち、住所・氏名の変更など身辺に異動ある時は、速やかに本会に報告するものとする。

第12条（支 部）

本会に支部を設けることができる。

第13条（除 名）

会員が本会の名誉を傷つけたときは、これを除名することができる。

補足

本会則は昭和63年3月1日より施行する。

本会則は平成20年11月15日一部改正

本会則は平成25年6月8日一部改正